

臨時レポート

(審査確認番号2021-TB294)

FOMC テーパリングのペース加速を決定

インフレ率上昇は「一時的」との文言を削除

- ▶ 12月FOMCでテーパリング(量的緩和縮小)ペースの加速を決定。パウエル議長は「インフレ率が上昇し、労働市場も改善しており、金融政策支援の追加を必要としていない」と発言。
- ▶ 市場の関心は2022年中の利上げ回数に移っており、利上げペース加速を意識した相場展開となるか。

<テーパリングのペース加速を決定>

- FOMC(米連邦公開市場委員会)は12月14~15日の定例会合で、政策金利を0.00~0.25%に据え置くことを決定しました。声明文の表現「雇用最大化とインフレ率が長期的に2%を超える軌道に乗るまで0%近辺に政策金利を留める」に変更はありませんでした。高いインフレ率が続く状況を踏まえ、インフレ上昇は一時的との文言が削除されました。また、前回(11月)会合後、開始された米国債等の購入プログラム減額は、購入額の更なる減額が決定されました(米国債を200億ドル、MBS<不動産担保証券>を100億ドルの減額)(図表1)。パウエル議長は記者会見で「インフレ率が上昇し、労働市場も改善しており、金融政策支援の追加を必要としていない」と発言しました。
- 公表された経済見通しでは、2022年の失業率見通しが3.5%と前回(9月:3.8%)から改善され、2023年については3.5%と前回から横ばいとされました。コアインフレ率(食品とエネルギーを除く)見通しについては、2022年が同+2.7%、2023年は同+2.3%と共に上方修正されました。
- 市場で注目されるFOMCメンバーによる「政策金利見通し」(ドット・チャート)では、2022年、2023年に3回ずつの利上げを予想し、2024年には2回の利上げが示唆されました。

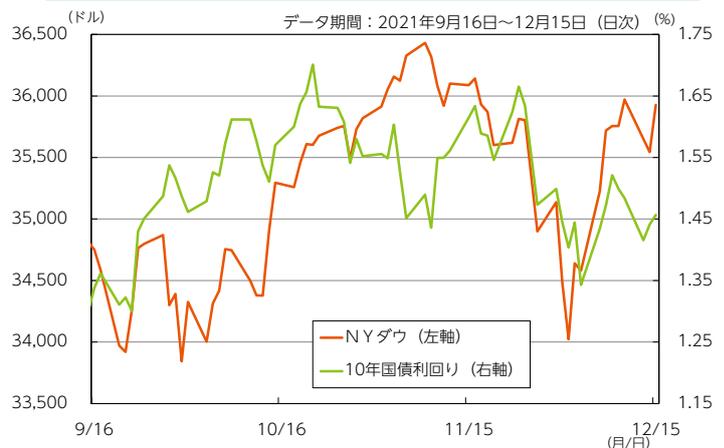
<着実な雇用環境の改善を確認>

- 足元の米国経済状況を表す各指標を確認すると、FRB(米連邦準備制度理事会)がインフレ指標としている「食品とエネルギーを除いたコア個人消費支出(PCE)価格指数(10月)」は、前年同月比で+4.1%と前月(9月:+3.7%)から上昇しました。7カ月連続でFRBが安定水準と見なす2%を上回っています。11月雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+21.0万人と雇用者数の増加ペースは鈍化しましたが、失業率は4.2%と前月(10月:4.6%)から大幅に改善しており、着実な雇用環境の改善が示される結果となっています。

図表1：FOMC金融政策の概要

政策金利	FFレート(政策金利)：0.00~0.25% ✓雇用の最大化及びインフレ率が当面2%を小幅に上回る軌道に乗るまでゼロ金利を維持
FOMC参加者の政策金利見通し(12月時点)	✓2022年、2023年に3回ずつの利上げを予想 2024年には2回の利上げを予想
資産購入	✓資産購入減額ペースの加速(米国債200億ドル/月・MBS100億ドル/月ずつ減額し資産を購入)

図表2：米国株・10年国債利回りの推移



<NYダウは上昇>

- 15日の米国株式市場(NYダウ)は、概ね市場の予想通りの会合結果となったことから、買い安心感が広がり上昇しました。米国10年国債利回りは、やや上昇(価格は下落)したものの、会議直後の反応は限定的でした(図表2)。
- 想定どおりにテーパリングのペース加速が発表され、FOMCを無難に乗り切ったことで、当面米国株式市場は堅調な推移となることが想定されます。パウエル議長は、テーパリング中の利上げはしないとの姿勢を示しており、計算上、テーパリングの終了が想定される2022年3月以降、利上げがいつ開始されるのかに市場の関心は移っていくものと思われます。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

コールセンター 0120-762-506
9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

投資信託の手数料等およびリスクについて

投資信託のお申込みにあたっては、お申込み金額に対して最大3.85%（税込み）の購入時手数料をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）（最大2.42%（税込み・年率））のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金融商品仲介業者の概要

外務員が所属する金融商品仲介業者の「広告等補完書面」をご確認ください。

金融商品取引業者の概要

商号等	PWM日本証券株式会社 関東財務局長（金商）第50号
本店所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 兼松ビルディング 9階
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
苦情相談窓口	法務・コンプライアンス部 電話：03-3561-4104
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC：フィンマック） 電話：0120-64-5005 平日9:00～17:00（除く土日祝日）
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成11年4月
電話番号	03-3561-4100（代表）



**PWM Japan
Securities**

PWM日本証券株式会社
A Chartered Company

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第50号